

長門市耐震改修促進計画

平成 19 年 9 月

(令和元年 9 月変更)

長 門 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の背景と目的	1
1 計画の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置づけ	1
第2節 計画期間	2
1 耐震化の目標を設定する建築物について	2
第3節 想定される地震の規模、被害の状況等	3
1 活断層による地震	3
2 歴史的地震	3
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
第1節 耐震化の現状	4
1 住宅	4
2 多数の者が利用する建築物等	5
第2節 耐震改修等の目標の設定	6
1 住宅	6
2 多数の者が利用する建築物等の目標	7
第3節 公共的な建築物の耐震化の目標	8
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	9
第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	9
1 役割分担	9
2 事業の実施方針	11
第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	11
1 市が実施する支援策について	11
第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	14
1 住民への情報提供	14
2 相談窓口の設置	14
第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	14
1 窓ガラス等の落下防止対策	14
2 ブロック塀の倒壊対策	14
3 大規模建築物における天井崩壊対策	15
4 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	15
第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	16
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	17
第1節 地震防災マップの利用	17
第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実	18
第3節 パンフレットの作成・配布、講習会等の開催	19

第4節	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	19
第5節	自治会等との連携	19
第5章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	20
第1節	その他	20
1	地震保険の加入促進	20
2	被災建築物応急危険度判定等の実施	20

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満足していない昭和56年5月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、人的にも大きな災害となったことを契機として、これらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

しかし近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）など、大規模な地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

このため、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に耐震改修促進法が改正（平成25年11月施行）され、山口県においても平成19年3月に山口県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）が策定された。このことを受け、本市においても耐震改修促進計画を策定するものである。

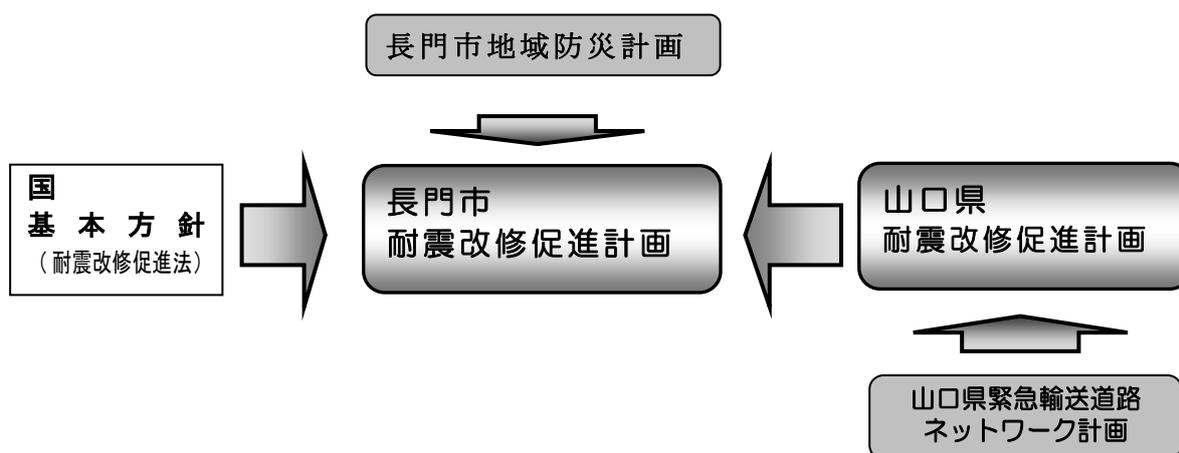
2 計画の目的

「長門市耐震改修促進計画」（以下「市計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

3 計画の位置づけ

市計画は、国が策定した基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）、及び県計画に基づき、市内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示すものであり、「長門市地域防災計画震災対策編（平成18年度）」（以下「長門市地域防災計画」という。）の関連計画となるものである。

図1 - 計画の位置づけのイメージ



第2節 計画期間

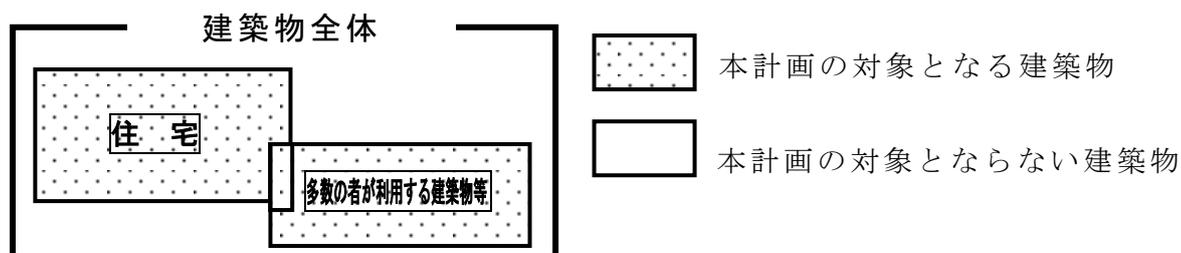
本計画の実施期間は、平成32（2020）年度までとする。

なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

1 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、住宅及び多数の者が利用する等の耐震改修促進法第6条第1項各号に掲げる規模、用途の建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）とする。

図2 - 対象建築物のイメージ



注) 多数の者が利用する建築物等

①多数の者が利用する建築物で、その用途により1～3階以上かつ延床面積500～1,000㎡以上の建築物

②一定量以上の危険物を貯蔵又は処理を行う建築物

③地震時において、耐震改修促進計画に定められた道路（今後検討して定める予定）を閉塞させるおそれのある建築物

第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

長門市地域防災計画では、「活断層による地震（菊川）、（渋木）」、「歴史的地震」の被害想定がされている。

1 活断層による地震

(1) 菊川断層地震

- ・ 予想される地震規模
M7.0 が想定されている。
- ・ 想定される被害

本市では、全壊家屋 161 戸、半壊家屋 443 戸、死者・負傷者 31 名が想定されている。

(2) 渋木断層地震

- ・ 予想される地震規模
M6.8 が想定されている。
- ・ 想定される被害

本市では、全壊家屋 381 戸、半壊家屋 2,448 戸、死者・負傷者 194 名が想定されている。

2 歴史的^{注)}地震

- ・ 予想される震度

安芸灘に面する島しょ部で局地的に震度 6 強が想定される。また、県内全市及び一部の町の沖積軟弱地盤においては震度 5 強が想定される。

- ・ 想定される被害

本市では、半壊家屋 32 戸、負傷者 23 名、罹災者 96 名が想定されている。

注) 歴史的地震

県内及びその周辺で過去に発生し、県内に影響を及ぼすと考えられる地震記録を統計処理し、地震活動は今後も変わらないであろうという前提のもとに算出した 100 年期待値の地震。

なお、歴史的地震は、過去の活動暦から①マグニチュード 6 程度、震源の深さ 15 km 程度の直下型地震が県内全域どこでも起こりうる、②マグニチュード 7 クラス、震源の深さ 40～50 km、すなわち芸予地震クラスの地震が安芸灘から周防灘、さらに豊後水道にかけて起こりうるということが前提となっている。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の現状

1 住宅

平成15年住宅・土地統計調査（旧長門市のデータ、山口県統計年鑑から旧3町を推計）によると長門市内の住宅総数は約19,500戸であり、うち居住世帯がある住宅数は約15,000戸である。

このうち、耐震化の対象となる昭和56年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建設された住宅は、約8,700戸（58%）で全国平均（39%）、県平均（49%）に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建て住宅は約7,600戸（87%）でその殆どを占める。

市内の耐震診断の実施状況に関する統計データがないため、全国の耐震化状況の率を基に、居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると約54%（8,080戸）で、全国平均（約75%）、県平均（約66%）を下回る水準となっている。

表1-居住世帯がある住宅の推計

	戸数	うち耐震性有り	耐震化率
木造戸建て	11,550戸	5,010戸	約43%
共同住宅等 ^{注)}	3,350戸	3,080戸	約92%
合計	14,900戸	8,090戸	約54%

平成15年住宅・土地統計調査推計

注) 共同住宅等

木造及び防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

2 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等（緊急輸送道路^{注)}沿いにある道路を閉塞させる建築物は除く。以下同じ。）は、市内に約 150 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建物は約 90 棟で、耐震化率は、約 60%と全国平均（約 75%）、県平均（約 61%）を下回っている。

昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する建築物等は、約 70 棟（約 47%）であるが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は、11 棟（約 16%）である。

また、耐震診断を行った建築物は 28 棟（約 47%）であるが、民間の建築物では、2 棟（約 3%）であると推定され、耐震診断が進んでいないために、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

注) 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき県が定める道路をいう。

表 2 - 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況

建物用途	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和 56 年 5 月以前	昭和 56 年 6 月以降	
学校	42 棟	2 棟	16 棟	43%
体育館	3 棟	0 棟	1 棟	33%
病院	16 棟	0 棟	12 棟	75%
劇場、集会所、展示場、博物館、図書館等	0 棟	0 棟	0 棟	
百貨店、マーケット等	4 棟	0 棟	3 棟	75%
ホテル、旅館	27 棟	0 棟	13 棟	48%
賃貸住宅、社宅、寮	30 棟	7 棟	15 棟	73%
事務所	5 棟	1 棟	1 棟	40%
老人ホーム、老人福祉センター 身体障害者福祉ホーム等	7 棟	0 棟	7 棟	100%
幼稚園、保育所	1 棟	0 棟	1 棟	100%
工場	4 棟	1 棟	2 棟	75%
庁舎、消防署他	5 棟	0 棟	1 棟	20%
危険物貯蔵所	4 棟	0 棟	3 棟	75%
その他	2 棟	0 棟	2 棟	100%
合計	150 棟	11 棟	77 棟	約 59%

平成 18 年度長門市調査より

注) 耐震化率：＝ $\frac{\text{耐震性有 多数の者が利用する建築物等数}}{\text{全ての多数の者が利用する建築物等数}}$

耐震性有：S56 年 6 月以降の構造基準の建築物及び S56 年 5 月以前の建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物数（棟単位）

耐震性無：S56 年 5 月以前の構造基準の建築物で耐震診断未診断及び耐震性がないと確認された建築物

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、平成32年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率を、少なくとも95%とすることを目標とするとともに、平成37年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としている。

本市の耐震化の現状は、住宅で約55%、多数の者が利用する建築物等で約60%と低い状況にあるが、本計画では、施策効果等を考慮し住宅は約90%、多数の者が利用する建築物等は約80%とすることを目標とする。

なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証することとし、民間建築物については概ね3年ごと（除却届けや定期報告等を活用）に、市有建築物については、国の調査^{注）}に併せて毎年、住宅については「住宅・土地統計調査」に併せて5年毎に実態の把握を行うこととする。

注）建築物の耐震診断、改修の状況調査（国土交通省）

表3-住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標

		平成18年度 (耐震化率)		平成32年度目標 (耐震化率)
住宅総数		約 14,900 戸	⇒	90%
	うち耐震性有	約 8,100 戸 (約 54%)		
	うち耐震性無	約 6,800 戸 (約 46%)		
多数利用等建築物総数		150 戸		
	うち耐震性有	約90戸 (約 60%)		
	うち耐震性無	約60戸 (約 40%)		

1 住宅

住宅の耐震化率について、過去における年代別住宅数の推移や耐震改修実績、施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約54%を平成32年度までに、約90%とすることを目標とする。

この目標を達成するためには、現状の居住世帯がある住宅数約14,900戸のうち耐震性のない住宅約6,800戸を約1,400戸まで減少させる必要がある。

2 多数の者が利用する建築物等の目標

多数の者が利用する建築物等の耐震化率についても、現状の耐震化率を踏まえ、平成32年度までに、引き続き、80%を目標とする。

なお、多数の者が利用する建築物等の所有者別の耐震化率は、平成24年度末に時点で、公共建築物が約76%、民間が約70%である。

表4-多数の者が利用する建築物等の目標

所有者	平成24年度 (耐震化率)	目標 (H32年度) (耐震化率)
国・県・市町	2,579 棟	80%
うち耐震性有	1,960 棟 (約76%)	
民間	4,364 棟	
うち耐震性有	3,043 棟 (約70%)	
合計	6,943 棟	
うち耐震性有	5,003 棟 (約70%)	



第3節 公共的な建築物の耐震化の目標

庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震などの災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設である。また、幼稚園、保育園、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設などは災害時に利用者自らが、避難することが容易ではない用途の建築物である。

このため、これらの公共的な用途の建築物で多数の者が利用する建築物等に該当する建築物の耐震化は、他の多数の者が利用する建築物等と比べ耐震化を促進する必要がある建築物であることから、これらの公共的な建築物については、目標値を下表のとおりとする。

表5-各用途別目標

施設名	現況	目標値
1 学校（小学校、中学校等）	43%	90%
2 体育館	33%	95%
3 病院	75%	90%
4 庁舎、公益上必要な建築物	20%	90%
5 公営住宅	96.6%	100%
6 幼稚園、保育所	100%	既達成
7 老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設	100%	既達成



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

市、建築物所有者等（この節において「所有者等」という。）、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自治会・自主防災組織等（以下「自治会等」という。）は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進める。

1 役割分担

(1) 市の役割

地域の実情に応じ、建築物の耐震化促進のため自ら又は県及び関係団体と連携しながら以下の施策をおこなう。

① 震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定 ・市計画の策定、見直し
②耐震改修等の実施、促進 ・市有建築物の耐震改修等の計画的な実施 ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 ・耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導 ・耐震診断等に対する専門家の派遣や各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等 ・避難路等の設定
③ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等 ・耐震診断・耐震改修等相談窓口の設置・運営 ・所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等 ・自治会組織との連携、ブロック塀の転倒対策等の実施 ・地震ハザードマップの策定による注意喚起
④ 県、建築関係団体との連携 ・県、建築関係団体との連携体制の構築

住宅の耐震化を緊急的に促進するための具体的な行動計画を「長門市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として策定します。

(2) 所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

①建築物の耐震化の促進等 ・自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施 ・耐震診断の結果を踏まえた建替、耐震改修の実施
--

(3) 建築関係技術者

専門的知識を有する建築関係技術者として、県、市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、所有者への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発、情報提供
・ 所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
② 耐震改修等の実施
・ 耐震改修等の業務の適切な実施
③ 技術の向上、研鑽
・ 耐震診断・耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録
・ 耐震診断・耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

(4) 住宅・建築関係団体

県、市が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者等、建築関係技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発、情報提供
・ 耐震改修等相談窓口の設置・運営
・ 耐震講習会等の実施
② 技術者の養成
・ 耐震診断・耐震改修等に関する研修の実施等
③ 耐震診断業務の促進
・ 耐震診断を行う者に対する情報提供
④ 県、市との連携
・ 耐震診断・耐震改修の促進のための県、市への協力

(5) 自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施する。

普及啓発、情報提供
・ 建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

2 事業の実施方針

耐震化促進のためには、所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。市は、こうした取り組みを支援するという観点から、県と連携して耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の創設などにより耐震化を進めるものとする。

第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

平成32年度までに耐震化率を目標数値までに引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要がある。

昭和56年5月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明である。このため、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが促進していないと推測される。

また、平成18年度に山口県が実施したアンケート調査結果や、県計画案に係る意見募集によると、建物所有者自らの資金で行うことは限界があり、耐震診断・耐震改修を行うための助成制度の創設が求められている。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、市は県と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度により住宅・建築物の耐震化の促進を図るものとする。

1 市が実施する支援策について

(1) 現在実施している支援策

市は国及び県の補助事業等を活用して、耐震診断又は耐震改修を行う者に対する住宅・建築物耐震化促進事業を行っている。(長門市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱による。)

表 6 ー木造住宅耐震診断事業（住宅）

区分	対象建築物	補助額等
耐震診断に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅	無料耐震診断員を派遣

表 7 ー住宅・建築物耐震化促進事業（住宅）

区分	対象建築物	補助額等
耐震診断に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された共同住宅	耐震診断費用（補助対象額）の 2/3 を補助 （上限：200 万円）
耐震改修に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された現行の耐震基準を満たさない一戸建ての木造住宅	耐震改修費用（補助対象額）の 4/5 を補助 （上限：100 万円）

表 8 ー住宅・建築物耐震化促進事業（多数利用建築物）

区分	対象建築物	補助額等
耐震診断に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間が所有する学校（小、中、高等学校）、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的な建築物	耐震診断費用（補助対象額）の 2/3 を補助 （上限：200 万円）

表 9 ー住宅・建築物耐震化促進事業（緊急輸送道路沿道建築物）

区分	対象建築物	補助額等
耐震診断に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間が所有する地震時の倒壊により道路を閉塞する恐れがある建築物	耐震診断費用（補助対象額）の 2/3 を補助 （上限：200 万円）
耐震改修に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間が所有する地震時の倒壊により道路を閉塞する恐れがある建築物	耐震改修費用（補助対象額）の 2/3 を補助 （上限：800 万円）

表 10 ー住宅・建築物耐震化促進事業（要緊急安全確認大規模建築物）

区分	対象建築物	補助額等
補強設計に要する費用	耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する建築物	補強設計費用（補助対象額）の 2/3 を補助 （限度額：延べ面積 1,000 m ² 以内の部分は 3,060 円/m ² 以内、延べ面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,300 円/m ² 以内、延べ面積 2,000 m ² を超える部分は 870 円/m ² 以内）
耐震改修に要する費用	耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する建築物	耐震改修費用（補助対象額）の 23% を補助 （限度額：50,300 円/m ² ）

表 11 ー住宅・建築物耐震化促進事業（ブロック塀等）

区分	対象建築物	補助額等
倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去に要する費用	避難路等（注 1）の沿道に存する、現行基準に適合しないブロック塀等	除却費用（補助対象額）の 2/3 を補助（注 2） （上限：10 万円）
	避難路と定められないが、住民が通行する道の沿道に存する、現行基準に適合しないブロック塀等	

（注 1）長門市教育委員会において別途定める通学路（各小学校の児童基本調査表綴、各中学校の生徒環境調査表綴に標されている通学路）

（注 2）避難路等のブロック塀等の撤去に係る補助は、社会資本整備総合交付金を活用しています。合わせて、県の協調補助制度を活用しています。

第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1 住民への情報提供

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。

(2) 優良技術者、優良事業者の紹介

県、建築関係団体と連携し、優良な技術者、一定の要件を満たすリフォーム事業者の情報の閲覧ができる仕組みの構築を目指す。

2 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修等の相談を受けられる体制を充実する。

第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1 窓ガラス等の落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^{注)}された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

このため、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物については、県と連携して改修・改善等指導を行う。

注) 建築基準法関連告示改正

昭和53年に屋外に面したはめごろし窓のガラス施行の場合、硬化性シーリング材を使用しないような基準が改正された。

2 ブロック塀の倒壊対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険マップの作成に対し、市町が協力を行うなど危害防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換を啓発する。

3 大規模建築物における天井崩壊対策

平成14年に発生した芸世地震により、学校の体育館の天井が崩壊したことを受けて、天井の触れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩壊対策について（技術基準）」（平成15年10月15日付け国住指発第2402号））が作成された。

その後、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩壊し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

このため、技術基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して必要な指導・助言を行う。

4 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998年以降の「昇降機耐震設計・施行指針」^注（以下「新指針」という。）によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターの建築物所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る回収・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設定も合わせて指導する。

注) 昇降機耐震設計・施行指針

建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施行指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施行についての一般的な指針を定めたもの。

第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づき定める道路は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる道路を定めることとなっている。

山口県では、平成9年3月に策定した「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

本市では、人口集中地域、密集市街地において、地震時の避難路を確保するために、市計画に位置づけられた道路は、県計画に定める耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路とみなされることから、有事に対応できるよう道路周辺の建築物の状況調査を行い路線の指定に向けて検討する。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災マップの利用

住宅・建築物の耐震化にあたり、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（この節において「地震防災マップ」という。）を利用し、建築物の所有者等の地震に対する意識の向上を図る
作成した地震防災マップは全戸に配布し、地震の危険性の周知を行う。

揺れやすさマップ

このマップは、長門市に大きな影響を及ぼす可能性のある地震として「1. 浜木断層による地震」、 「2. 東南海・南海地震」、 「3. 全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つを想定し、それらの地震で予想される震度を示したものです。

このマップを使って、確認してみましょう。

- 自分の家が建っている場所はどこくらい揺れるのか。
- よく行くところ、よく通るところはどこくらい揺れるのか。

揺れやすさマップの作成方法

このマップの作成にあたっては、おおよそ次のような手順で震度（揺れの大きさ）を予測しています。

整理 長門市域に影響の大きいと考えられる地震を選び、震源となる断層の規模や位置、形状などの情報を設定します。

計算 それぞれの地震について、規模や震源となる断層までの距離と揺れの強さの関係があることを用いて、「地表面付近の揺れの大きさ」を計算します。

想定地震	1. 浜木断層による地震	2. 全国どこでも起こりうる直下の地震	3. 東南海・南海地震
地震の概要	長門市東部の直下を約15kmの長さでのびる断層が動くことを想定しています。この断層は浜木断層をモデル化したものでマグニチュード6.8の規模と想定しています。	まだ確認されていない活断層が活き動き地震を起こす可能性もあります。そこで、長門市の直下でマグニチュード6.9の規模の地震が発生することを想定しました。	南海トラフに震源を有する地震で東南海地震と南海地震が同時に発生する場合を想定しました。マグニチュード8.5の規模と想定しました。
マグニチュード	6.8	6.9	8.5
長門市域で想定される震度	震度5弱～震度6強	震度5強～震度6強	震度4～震度5弱
震度分布			

3つの地震を重畳合わせます。

揺れやすさマップの全体図

凡例

- 震度6強
- 震度6弱
- 震度5強
- 震度5弱
- 震度4

建物危険度マップ

このマップは、地震による揺れによって発生する建物被害の分布をあらわしています。揺れやすさマップで示した強さ（震度）の揺れとなった場合に、その地区単位ごとで建物に生じる被害がどの程度かの評価をあらわしたものです。

このマップを使って、確認してみましょう。

- 自分の家や近所の危険度（全壊率）はどのくらいか。
- 通っている職場や学校などの危険度（全壊率）はどのくらいか。

地域危険度マップの作成方法

このマップの作成にあたっては、おおよそ次のような手順で建物被害の程度（建物全壊率）を予測しています。

整理 長門市域の建物の分布状況を整理します。建物が全壊する可能性は建築年代や構造によって異なるため、建物分布は建築年と構造を区別して把握します。

計算 過去の地震被害記録から求められた震度と全壊率の関係から、各地域での全壊率を計算します。

※このマップに示す建物全壊率は、地域として建物被害の危険性を示したものであり、個別の建物の危険性を示すものではありません。

危険度（全壊率）

- 40%以上
- 30%以上 40%未満
- 20%以上 30%未満
- 10%以上 20%未満
- 5%以上 10%未満
- 5%未満

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修等など、住宅・建築物の耐震化についての相談に適切に対応するため、耐震相談窓口を設置する。それぞれの担当（課、電話番号）は次のとおりとする。

表 12－市の相談窓口

建築住宅課	建築係	0837-23-1149
	住宅係	0837-23-1186
防災危機管理課		0837-23-1111
税務課	固定資産税係	0837-23-1125

表 13－県の相談窓口

窓口名称・団体名	担当課	電話番号
山口県土木建築部建築指導課	指導班	083-933-3835
山口県土木建築部住宅課	民間住宅班	083-933-3883
長門土木建築事務所	建築住宅課	0837-22-2922
きらめき住まいづくりセンター	—	083-932-6800

第3節 パンフレットの作成・配布、講習会等の開催

耐震改修等を促進するため、以下の事業を実施する。

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットを相談窓口に設置する。

(2) 多数の者が利用する建築物等に対する普及・啓発

県と提携し、これを行う。必要に応じて、耐震に関する講習会等の開催を検討する。

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的であり、

リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第5節 自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自治会単位で地震についての対策を講じることが重要である。

また、地域における住民間の連携や、日頃からの地震に対する意識などの備えのためには、地域の自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会等との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行う。

市 : 自治会等に対する支援、自治会等と協同による地域の点検、
 地域ごとの普及活動等

自治会等: 住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、
 防災訓練の実施等

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 その他

1 地震保険の加入促進

県全体の、地震保険の世帯加入率は、全国平均を下回り、順位も低いものとなっている。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県と連携し、広報などにより地震保険の促進に努めることとする。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

附則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する